

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 18 号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和 6 年 4 月 1 日）

旅客営業規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 57 条の 3 第 8 項に係る改正規定は、令和 6 年 3 月 16 日乗車となるものから適用する。なお、この公告の施行に伴い、第 36 条に係る改正のうち、旧様式のものとは当面の間使用することができる。

令和 6 年 2 月 20 日

北海道旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長  
綿貫 泰之

第 36 条第 2 項を次のとおり改める。

2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

表

18.2 cm

No. 通学証明書		
学 校 種 別 又は特設番号	区 分	
通 学 者 の 氏 名・年 齢	( ) ( )	
通学者の居住地	電 話 ( ) ( )	
就 科 及 び 学 年	科 別	学 年 (年次)
通 学 課 番 号		
通 学 区 間	駅	駅間
通学定期前乗車の有効期間	書 月	
改定学定期前乗車の発行開始日	年 月 日	迄
卒業予定年月日	年 月 日	日まで
駐 在 地 学 校 所 在 地	代表者 職 印	
学 校 名		
通 学 区 間		
<small>1. この証明書の有効期間は、発行の日より1箇年以内です。 2. この証明書のうち、学校の種別及び学年等は、発行者が記入してください。 3. この証明書のうち、学校の種別、通学区間の記入は、発行者が記入してください。 4. この証明書を記入した事項を訂正した場合は、発行の種別等については通学者の署名、その他の 記入事項については、代表者の署名のなごり及び使用できません。</small>		
下欄には、記入しないでください。		
年 月 日	年 月 日	年 月 日
(発行日)	(卒業予定日)	(発行年月日)
(基本通算)	(転入通算)	(定期通算)

12.5 cm (裏無地)

- 備考 (1) 必要により、様式の上部余白に学校もより駅欄を印刷する。
- (2) 通信による教育を行う学校で面接授業又は試験を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会場とかつこ書きし、当該面接授業又は試験会場所在地住所を記入する。

第 57 条の 3 第 8 項中、「北陸新幹線富山・敦賀間の新幹線停車駅」を「北陸新幹線富山・越前たけふ間の新幹線停車駅」に改める。

第 79 条見出し中、「東京附近等の特定区間における大人片道普通旅客運賃の特定」を「東京附近等の特定区間等における大人片道普通旅客運賃の特定」に改める。

同条第 1 項の次に次を加える。

- 2 第 77 条及び第 81 条の規定にかかわらず、第 140 条第 1 項第 3 号の規定により鉄道駅バリアフリー料金を収受する区間（以下「第 140 条第 1 項第 3 号規定区間」という。）内の駅相互間の普通旅客運賃（第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）が、同一の発駅から同一の方向及び経路にある第 140 条第 1 項第 3 号規定区間外の駅までの普通旅客運賃と比較して、これよりも高額となる場合は、第 140 条第 1 項第 3 号規定区間外の駅までの普通旅客運賃のうち、最も低廉な額をもつて、この区間の普通旅客運賃とする。

第 99 条見出し中、「幹線内相互発着の大人定期旅客運賃の特定」を「幹線内相互発着等の大人定期旅客運賃の特定」に改める。

同条第 1 項の次に次を加える。

- 2 第 95 条第 1 号イ及び第 96 条の規定にかかわらず、第 140 条第 1 項第 3 号規定区間内の駅相互間の大人通勤定期旅客運賃（第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）が、同一の発駅から同一の方向及び経路にある第 140 条第 1 項第 3 号規定区間外の駅までの大人通勤定期旅客運賃と比較して、これよりも高額となる場合は、第 140 条第 1 項第 3 号規定区間外の駅までの大人通勤定期旅客運賃のうち、最も低廉な額をもつて、この区間の大人通勤定期旅客運賃とする。

第 125 条第 1 項第 1 号ロ (ニ) a (b) を次のとおり改める。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。ただし、乗車区間が門司港又は行橋・博多間及び博多・佐賀間の停車駅相互間であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に発売するものにあつては、次表に定める料金とする。

営業キロ 地 帯	25 キロ メートル まで	50 キロ メートル まで	75 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで
料 金	円 700	円 950	円 1,200	円 1,400	円 2,000

同条同項同項ロ (ニ) b (a) ②を次のとおり改める。

② 立席特急料金及び自由席特急料金

600 円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曾根・博多間の停車駅相互間（25 km以内の区間を除く。）であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に

発売するものにあつては、800円とする。

第140条第1項第2号の次に次を加える。

- (3) 東海道本線（新幹線）中豊橋・岐阜羽島間、東海道本線中豊橋・大垣間、武豊線、中央本線中多治見・名古屋間、関西本線中名古屋・四日市間（ただし、対象区間のみを經由して乗車する場合に限る。）

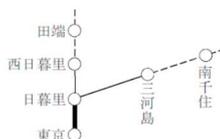
同条第2項第2号中、「前項第2号に掲げる区間内相互発着」を「前項第2号及び第3号に掲げる区間内相互発着」に改める。

第160条の次に次を加える。

（特定の分岐区間に対する区間外乗車の特例）

第160条の2 次の各号に掲げる各駅相互間発着（第157条第2項の規定により当該区間を乗車する場合を含む。）の乗車券を所持する旅客は、当該各号に定める区間のうち左方の駅以外の駅において途中で出場しない限り、当該区間について乗車券面の区間外であつても乗車することができる。

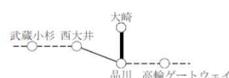
- (1) 西日暮里以遠（田端方面）の各駅と三河島以遠（南千住方面）の各駅との相互間  
日暮里・東京間（定期乗車券にあつては、特別車両定期乗車券を除くものとし、日暮里・上野間に限る。）



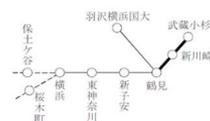
- (2) 日暮里、鶯谷又は西日暮里以遠（田端方面）若しくは三河島以遠（南千住方面）の各駅と、尾久駅との相互間（特別車両定期乗車券を使用する旅客を除く。）  
日暮里・上野間及び鶯谷・上野間



- (3) 西大井以遠（武蔵小杉方面）の各駅と品川以遠（高輪ゲートウェイ方面）の各駅との相互間  
品川・大崎間



- (4) 横浜以遠（保土ヶ谷又は桜木町方面）の各駅と羽沢横浜国大駅との各駅相互間  
鶴見・武蔵小杉間



- (5) 新川崎駅と羽沢横浜国大駅との相互間  
新川崎・武蔵小杉間



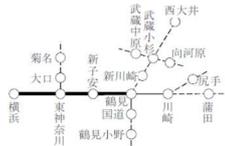
- (6) 鶴見、新子安、東神奈川又は川崎以遠（蒲田又は尻手方面）、国道以遠（鶴見小野方面）若しくは大口以遠（菊名方面）の各駅と羽沢横浜国大駅との各駅相互間

鶴見・横浜間、新子安・横浜間、東神奈川・横浜間及び鶴見・武蔵小杉間



- (7) 鶴見、新子安、東神奈川又は川崎以遠（蒲田又は尻手方面）、国道以遠（鶴見小野方面）若しくは大口以遠（菊名方面）の各駅と、新川崎、西大井又は武蔵小杉以遠（武蔵中原又は向河原方面）の各駅との相互間

鶴見・横浜間、新子安・横浜間及び東神奈川・横浜間



- (8) 武蔵白石又は浜川崎以遠（小田栄又は昭和方面）の各駅と、大川駅との相互間

武蔵白石・安善間



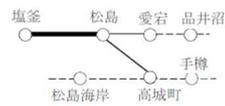
- (9) 今宮又は芦原橋以遠（大正方面）の各駅と、JR難波駅との相互間

今宮・新今宮間



- (10) 松島又は愛宕以遠（品井沼方面）の各駅と高城町以遠（松島海岸又は手樽方面）の各駅との相互間

松島・塩釜間



- (11) 宇多津以遠（丸亀方面）の各駅と児島以遠（上の町方面）の各駅との相互間（坂出以遠（八十場方面）の各駅と児島以遠（上の町方面）の各駅とに直通する列車に乗車する場合に限る。）

宇多津・坂出間

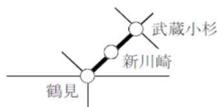


(特定都区市内等における折返し乗車の特例)

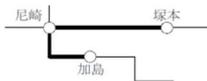
第 160 条の 3 特定都区市内発若しくは着又は東京山手線内発若しくは着となる普通乗車券を所持する旅客は、列車に乗り継ぐため同区間内の一部が復乗となる場合は、当該区間について乗車することができる。

2 次の各号に掲げる第 86 条の規定により発売した特定都区市内発又は着の普通乗車券を所持する旅客は、当該各号に定める区間において途中で出場しない限り、当該区間について乗車券面の区間外であつても乗車することができる。

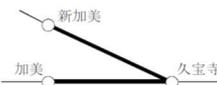
- (1) 第 86 条第 2 号の規定により発売した  
 横浜市内発又は着の普通乗車券  
 鶴見・武蔵小杉間



- (2) 同条第 5 号の規定により発売した大  
 阪市内発又は着の普通乗車券  
 塚本・尼崎間及び尼崎・加島間



- (3) 同条同号の規定により発売した大阪  
 市内発又は着の普通乗車券  
 加美・久宝寺間及び久宝寺・新加美間



(分岐駅通過列車に対する区間外乗車の特例)

第 160 条の 4 次に掲げる区間の左方の駅を通過する列車に乗車するため、同駅から分岐する線区にまたがる乗車券を所持する（次に掲げる区間の左方の駅を通過する列車からの乗継を含む。）旅客（定期乗車券を所持する旅客を除く。）が、同区間を乗車する場合は、当該区間のうち左方の駅以外の駅において途中で出場しない限り、乗車券面の区間外であつても乗車することができる。

東	釧	路・釧	路間
新	旭	川・旭	川間
白		石・札	幌間
桑		園・札	幌間
沼	ノ	端・苫	小牧間
川		部・弘	前間
追		分・秋	田間
羽	前	千歳・山	形間
北	山	形・山	形間
安	積	永盛・郡	山間
余		目・酒	田間
宮		内・長	岡間
宝	積	寺・宇	都宮間
神		田・東	京間
代	々	木・新	宿間
新	前	橋・高	崎間
倉	賀	野・高	崎間
東	神	奈川・横	浜間
塩		尻・松	本間
金		山・名	古屋間
近	江	塩津・敦	賀間

山	科・京	都間
新	大 阪・大	阪間
尼	崎・大	阪間
東	岡 山・岡	山間
倉	敷・岡	山間
備	中 神 代・新	見間
伯	耆 大 山・米	子間
宇	多 津・丸	亀間
多	度 津・丸	亀間
池	谷・勝	瑞間
佐	古・徳	島間
	佃	・阿波池田間
向	井 原・伊 予	市間
北	宇 和 島・宇 和	島間
海	田 市・広	島間
横	川・広	島間
幡	生・下	関間
西	小 倉・小	倉間
吉	塚・博	多間
久	保 田・佐	賀間
城	野・小	倉間
浦	上・長	崎間
宇	土・熊	本間
田	吉・南 宮	崎間

(注) 西小倉・小倉間又は吉塚・博多間について、新幹線に乗車する場合の取扱いは別に定める。

2 次に掲げる区間に限り、第 157 条第 2 項の規定により乗車中の場合は、前項に準じて当該区間について乗車券面の区間外であつても乗車することができる。

羽	前 千 歳・山	形間
北	山 形・山	形間
宮	内・長	岡間
神	田・東	京間
代	々 木・新	宿間
新	前 橋・高	崎間
倉	賀 野・高	崎間
東	神 奈 川・横	浜間
塩	尻・松	本間
山	科・京	都間

新	大	阪・大	阪間
尼		崎・大	阪間
西	小	倉・小	倉間
吉		塚・博	多間
城		野・小	倉間

(海田市・広島間に係る区間外乗車の特例)

第 160 条の 5 矢野以遠（坂方面）の各駅と三原以遠（糸崎方面）の各駅相互間を乗車する旅客が、新幹線に乗車（広島・東広島間を除く。）する場合は、第 16 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、三原・広島間を同一の線路とみなして、広島・海田市間のうち海田市駅以外の駅において途中で出場しない限り、当該区間について乗車券面の区間外であつても乗車することができる。

(特定列車による折返し区間外乗車の特例)

第 160 条の 6 次に掲げる区間を折り返して直通運転する列車に乗車する旅客は、当該区間のうち左方の駅以外の駅において途中で出場しない限り、当該区間について乗車券面の区間外であつても乗車することができる。

白	石・札	幌間
川	部・弘	前間
北	山形・山	形間
宮	内・長	岡間
日	暮里・上	野間
金	山・名古屋	屋間
倉	敷・岡	山間
備中	神代・新	見間
宇多	津・高	松間
長門	市・仙	崎間
幡	生・下	関間
西小	倉・門司	港間
西小	倉・小	倉間
江	北・肥前	浜間

(特定列車によるう回乗車の取扱いの特例)

第 160 条の 7 第 70 条の 2 第 2 項の規定により発売した乗車券を所持する旅客は、同条第 1 項各号に掲げる列車に乗車する場合に限り、その乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、同条第 1 項各号の規定の末尾に記載されたかつこ内の○印のない経路を当該列車によりう回して乗車することができる。ただし、う回乗車区間内においては、途中で下車することはできない。

2 前項の規定によるう回乗車中の旅客が、そのう回乗車区間において下車したときは、区間変更として取り扱う。

第 172 条の 2 を第 172 条の 3 とし、第 172 条の次に次を加える。

(急行券の効力の特例)

第 172 条の 2 第 160 条の 6 の規定は、折返し区間に対する急行券の効力について準用する。

第 172 条の 3 中、「前条第 1 項の規定」を「第 172 条第 1 項の規定」に改める。

第 175 条の次に次を加える。

(特別車両券の効力の特例)

第 175 条の 2 第 160 条の 6 の規定は、折返し区間に対する特別車両券の効力について準用する。

第 295 条第 1 項第 1 号イ中、「ロ及びハ以外の駅」を「ロ、ハ及びニ以外の駅」に改める。

同条同項同号ハの次に次を加える。

ニ 第 140 条第 1 項第 3 号規定区間内の各駅

大人 160 円

小児 80 円

同条同項第 2 号イ中、「ロ及びハ以外の駅」を「ロ、ハ及びニ以外の駅」に改める。

同条同項同号ハの次に次を加える。

ニ 第 140 条第 1 項第 3 号規定区間内の各駅

大人 4,920 円

小児 2,460 円